

記入の注意

出生証明書について

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。**この場合は、必ず**父か母**(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「**日本国籍を留保する**」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。病院名を書く必要はありません。
- 国籍に代えて地域を記載することができます。①台湾、②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は**20才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがあります**ので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。
ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子 の 氏 名			男女 の 別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後		
(10) 出 生 し た と ころ 及 び そ の 種 別	出 生 し た と ころ の 種 別	1病院 4自宅	2診療所 5その他	3助産所
	出 生 し た と ころ	番 地 番 号		
	(出生したところ の種別1～3) 施設の名称			
(11) 体 重 及 び 身 長	体 重 グラム	身 長 センチ メートル		
(12) 単 胎 ・ 多 胎 の 別	1単胎 2多胎(子中第 子)			
(13) 母 の 氏 名			妊 娠 週 数	満 週 日
(14) この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後) 人 (死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後) 胎			
(15) 1 医 師 2 助 産 師 3 そ の 他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日			
	(住所) 番 地 番 号			
	(氏名)			

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。